

2024年1月5日

各位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 北原 睦朗

令和6年能登半島地震による被災者の方々への 契約者貸付・入院給付金等の特別取扱いについて

このたびの「令和6年能登半島地震」により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。被災地の皆さまの安全と被災地域の日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長 北原 睦朗）では、このたび被災されたご契約者さま、中小企業のお客さまをご支援するために、以下のお取扱いをさせていただくことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）のお取扱い

新規の契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除をいたします。

| | |
|---------------|-------------------------|
| 対象契約者 | 災害救助法適用地域（※1）の被災のご契約者さま |
| 金利 | 年利 0.0% |
| 上記金利の適用金額 | 契約者貸付限度額まで |
| 上記金利の適用期間（※2） | 2024年7月31日まで |
| 受付期間（※2） | 2024年3月31日まで |

※1：「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法の適用地域が対象となります。

※2：2024年1月1日からそれぞれ遡及適用いたします。

2. 入院給付金のお支払いに関するお取扱い

被災地等の事情（交通機関の遮断、病院の満床等）により、入院できなかった場合については、以下の期間を入院したもの（みなし入院）として入院給付金をお支払いいたします。

<みなし入院期間>

- ・ 自宅、避難所または臨時施設等において療養された場合で、医療機関から入院が必要と証明された期間
- ・ 当初の予定より早く退院された場合には、本来必要な入院期間として医療機関が証明した期間
- ・ 入院治療が必要であったにもかかわらず、ただちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合には、当初からの入院期間

3. 既に実施している特別取扱いについて

(1) 保険料のお払込猶予期間の延長

保険料をお払込中のご契約で、このたびの災害による影響で保険料のお払込が困難な場合、保険料のお払込を猶予する期間を2024年7月31日まで延長いたします。

(2) 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お手続きに必要な書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

(3) 契約更新手続き期間の延長

更新日が到来する個人保険のご契約で、このたびの災害による影響で契約更新のお手続きが困難な場合、お手続きの期限を2024年7月31日まで延長いたします。

令和6年能登半島地震に被災されたお客さま専用のお問い合わせ先（コールセンター）

0120-901-367（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00（土・日・祝日を除きます）

以上

[ニュースリリースに関するお問合せ先] 広報課 (kouhou@daido-life.co.jp)